(王)興・保谷三田会報

94.2.1

①

平成6年

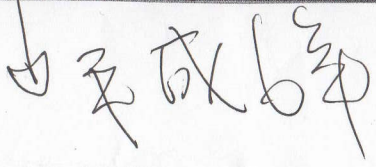

この前ページは目次
・会長報告
・会員名簿
・同好会
・会則

これが「会長報告」 94.1.28 平成6年

立春を迎え梅花の匂う候となりましたが、肌寒い日が続いています。

先日（１月28日）開催の田無・保谷三田会の初めての親睦顔合せの会には52名の出席を頂き盛会のうちに終了することができました。

初めてのことなので、出席者が何名になるか予測が把めず、安全を考えて会場を田無市役所地下食堂に設定しました。希望としては地の利（帰宅の便）を考慮し新宿の然るべき会場を選びたかったのですが、前述のとおり自信が持てませんので見送った次第です。

このため会場が狭く予定していた自己紹介も割合することになり何かとご不便をかけたことをお詫びします。

会長の挨拶にありましたように、これからは同好会活動を活潑にして親睦の輪を拡げたいと思います。同好会参加希望者名簿を参照されてお互い連絡をとり活性化を諮って頂きたくお願いします。

会員名簿に登載したお名前は、昨年10月末の呼びかけの際入会の回答をされた方と、今回の会合のご案内に新たに入会を申し出られた方です。

94.2月

これからも折に触れ新規加入の呼びかけをする積りです。

現在のところ役員は、旧田無三田会の役員がそのまま就任しておりますが、会則にありますように、４月の総会に役員の改選を行い、当然保谷地区からも出て頂くこととし、バランスのとれた役員構成とし会の運営に当って頂く所存ですのでご協力下さい。

参考までに現役員は下記のとおりです。

会		長	増	田	純	一
副	会	長	田	中		清
理		事（事務局担当）	斉	藤		毅
	〃		石	井	武	昭
	〃		山	県	宗	夫

最後に年会費（2,000円）について、当日（１月28日）納入された方及び別途送金頂いた方を除き、未納の方は是非事務局（斉藤宛）まで納入（送金）の程お願いします。

氏　名		電　話
【田無市】		
安部泰利	S39. 文	
荒沢信三郎	S16. 法・政	
有馬国雄	S25. 工・電	
池田正幸	S53. 商	
石井武昭	S30. 法・政	424-64-1311
岩波甲三	S25. 法・政	3-3344-4565
岩野次郎	H 3. 法	3-3315-0007
上田道夫	S50. 工	
奥村栄吉	S27. 文 S29. 経	
甲野　論	H 2. 法・政	
齋藤　達	S13. 経	424-62-8937
斉藤　毅	S23. 経	
坂口光治	S55. 経	
~~須藤　俊~~	~~S57. 法~~	
関野和彦	S51. 法・政	
瀬川安彦	S59. 法	
曽根原良仁	H 3. 法・政	
高橋信一	S47. 工	
田中　清	S28. 工・応化	
中野秀夫	S38. 経	

氏　名		電　話
早川　博	S21. 医専	
弘津　力	S36. 法・政	
藤原敬子	S51. 文	
増田純一	S23. 工	
増田　裕	S51. 経	
松本理則	S35. 経	
松本弓子	S38. 文	
丸山陽一郎	H 1. 理工	
丸尾寿一	S39. 法・政	
村田伸一	S41. 法・政	
矢島大右	S16. 経	
安友省三	S 5. 高	
柳田邦彦	S24. 経	
~~山県宗夫~~	~~S36. 法~~	
山崎　忠	S25. 経	45-563-1141 内 3308
吉田亮一	S30. 経	424-61-9961
渡辺浩庸	S30. 経	3-3592-3102
浅見浩	S60. 法政	

氏　名
山形良樹
山田健児
山田芳明
湯川　武
吉田耕司
米倉　実
渡辺康生
~~渡部保寿~~
石毛茂

氏　名	
中村忠雄	S
中村隆一	S
灰野　公	S
橋本光三郎	S
浜森秀樹	S
樋口明朗	S
福田一弥	S
福富彰彦	H
正木説子	S
真下幸文	S
松田弘昭	S
松本賀江	S
三浦一郎	H
光山哲夫	S
三村淳一	S
~~三村康久~~	~~S~~
三輪昭夫	S
村川信弥	S
村田高明	S
望月隆弥	S
望月由紀子	S
柳本清朝	S
山形伍郎	S

氏　名	
~~古賀珠実~~	~~H 3. 文~~
小須田裕子	H 5. 文
小林　裕	S34. 経
米谷俊郎	S29. 経
齋尾敏正	S42. 経
佐伯政雄	S 9. 医
笹川　胖	S28. 経
佐々木慎二	S54. 商
佐藤　裕	S36. 経
沢根浩一	S45. 経
重田已代治	S15. 経
正田　亨	S25. 経
高田　章	S25. 法
高梨勇一	S34. 法・政
辰沼利彦	S26. 医
堅野正三	S37. 法・政
田中達彦	S32. 法
田村宗已	S50. 経
寺西春雄	S19. 経
土門康男	S44. 経
中沢良彦	S41. 経
中田　勲	S36. 工・機
~~中村晃一~~	~~S58. 経~~

氏　名	
【保谷市】	
池野　弘	S32. 経
市川昌夫	S23. 経
稲本義久	S37. 経
岩崎　啓	S58. 法
岩崎裕美子	H 4. 文
牛島康朗	S40. 法・政
大沢信之	S51. 経
太田洋一	S28. 経
大橋愛子	S38. 文
岡田紘明	S42. 経
紙子達子	S45. 法
加藤由香	S63. 商
河島千文	S48. 法・政
川満寛彦	S38. 経
木村恭子	S40. 文
桐井昭彦	S31. 法・政
桐ケ窪　実	S32. 法
久保隆裕	H 3. 文
栗原幸雄	S39. 法
小泉裕一	S35. 法・政
加藤綾子	H 4. 経
~~古賀邦靖~~	~~S39. 商~~

同好会加入希望者

【ゴルフ】
安部泰利
石井武昭
奥村栄吉
甲野諭
坂口光治
曽根原良仁
弘津力
増田純一
矢嶋大右
~~山県宗夫~~
有馬国雄
中野秀夫
丸山陽一郎
金子幸寛
大平一
稲本義久
太田津一
岡田紘明
桐井昭彦
佐藤裕
田中達彦
田村正已
土門康男
中沢良彦
~~中村晃一~~
中村忠雄
中村隆一

灰野公
橋本光三郎
浜森秀樹
樋口明朗
福田一弥
三村淳一
堅野正三
新休泰三
武藤健夫

【ハイキング】
石井武昭
奥村栄吉
曽根原良仁
高橋信一
柳田邦彦
山崎忠
中野秀夫
丸山陽一郎

大沢信之
加藤由香
田中達彦
土門康男
中田勲
中村忠雄
灰野公
三浦一郎

三輪昭夫
~~三村康久~~
山田芳明
吉田耕司
石毛茂

【カラオケ】
奥村栄吉
甲野諭
坂口光治
曽根原良仁
早川博
岩野次郎
中野秀夫
吉田仁枝
原口克司
田村宗已
中沢良彦
~~中村晃一~~
中村忠雄
三浦一郎
三輪昭夫
~~三村康久~~
山形良樹
沢根浩一

【麻雀】
奥村栄吉
斉藤毅
藤原敬子
矢嶋大右
~~山県宗夫~~
増田純一
大沢信之
田村宗已
中沢良彦
中村隆一
光山哲夫
三輪昭夫
山田芳明
石毛茂

【囲碁】
斉藤毅
田中清
山県宗夫
山崎忠

田中達彦
福田一弥
真下幸文
柳本清朝

高梨勇一

【ボーリング】
奥村栄吉
甲野諭
高橋信一
丸山陽一郎
高谷ゆきの
田村宗已
中田勲
吉田耕司
石毛茂
原口克司
吉田仁枝

【テニス】
藤原敬子
木村恭子
山形良樹
真下幸文
~~中村晃一~~
桐井昭彦
沢野浩一
石毛茂

【将棋】
齋藤達

斉藤毅
丸山陽一郎
加藤綾子
中沢良彦

【ダンス】
奥村栄吉
田中清
早川博
柳田邦彦
光山哲夫
武藤健夫

【釣り】
岩野次郎
曽根原良仁
松田弘昭
山形良樹
武藤健夫

【玉突】
斉藤毅
加藤綾子

「田無・保谷三田会」会則

（目　　的）

第１条　　本会は、会員相互の親睦と相互扶助を図り、もって会員の向上発展に奇与することを目的とする。

（名　　称）

第２条　　本会は田無・保谷三田会と称する。

（会　　員）

第３条　　本会の会員たる資格を有する者は、慶応義塾大学塾員であって田無市・保谷市内に居住または勤務する者とする。

（加　　入）

第４条　　本会の会員たる資格を有する者は、別に定める加入申込書に会費を添えて申し込むことにより本会に加入することができる。

（脱　　退）

第５条　　会員は、３０日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本会を脱退することができる。

2.　　会員は次の場合には脱退する。

(1)　会員たる資格を喪失した場合

(2)　死亡した場合

（役　　員）

第６条　　本会に次の役員を置く。

(1)　会長　　１人

(2)　副会長　　１人

(3)　理事　　若干名

(4)　監事　　２人

（役員の職務）

第７条　　会長は、本会を代表し、本会の業務を総理する。

2.　　副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3.　　理事は、会長及び副会長を補佐して会務を掌理し、あらかじめ会長の定める順位により会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理する。

4.　　監事は、本会の業務及び会計の状況を監査しその監査結果を総会に報告する。

（役員の任免等）

第 8 条　　役員は総会において選任し、または解任する。

2.　　役員の任期は 2 年とする。ただし再任を妨げない。

（総　　会）

第 9 条　　総会は、通常総会（4 月）及び臨時総会とし会長が招集する。

（理　事　会）

第 10 条　　本会に理事会を置く。

2.　　理事会は、会長、副会長及び理事全員をもって組織し、会長が招集する。

（事　　業）

第 11 条　　本会は、第 1 条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1)　講演会、懇親会の開催

(2)　スポーツ、趣味、同好会等サークル活動

(3)　会報の発行

(4)　その他本会の目的を達成するために必要な事業

（事　務　局）

第 12 条　　本会の事務局を当分の間、田無市芝久保町 5－4－43　富士記録紙工業㈱　田中　清方に置く。

（収　　入）

第 13 条　　本会の経費は、年会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

2.　　本会の会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

付　　則

（実施の時期）

1993

本会則は、平成 5 年 9 月 6 日から実施する。